

伊丹市観光パンフレット作製委託業務仕様書

1. 業務名

伊丹市観光パンフレット作製委託業務

2. 目的

本業務は、旅マエ(旅行前)、旅ナカ(旅行中)において、ニーズに合った情報を伝えるパンフレットを作成することで、本市への訪問意欲、満足度、再訪意欲を向上させる他、2025年大阪・関西万博の開催を契機として、増加が見込まれる国内旅行者や外国人旅行者に対し、観光客の目線に特化した観光パンフレットを作成し、本市の魅力や観光情報を「わかりやすく」且つ「遊び心」をもたせた掲載内容とすることで、観光客の誘致を促進させ、経済の活性化を図ることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和6年10月11日まで

4. 業務内容等

- (1) 伊丹市観光パンフレットに係る企画、アイデア、対象の取材等
 - ・他の情報発信ツールとの連動性や、活用方法も考慮して作成すること
- (2) 伊丹市観光パンフレットのデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供
 - ・写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は受託者において入手することを基本とする。ただし時期等の関係により入手困難な写真等がある場合は委託者所有の写真や資料とすることができる
- (3) 伊丹市観光パンフレットの電子データの作成及び納品
- (4) 伊丹市観光パンフレットの印刷及び納品
- (5) その他、パンフレットの作製に必要な事項
- (6) 広告掲載者の募集
 - ・広告掲載者の募集は本事業契約締結事業者(以下「事業者」という。)が、「伊丹市広告掲載要綱」「伊丹市広告掲載基準」の定める基準に沿って行うとともに、適切な広告を掲載できるようにすること。広告はすべて、事業者による取扱いとし、その収入は事業者に帰属する。
 - ・広告は、観光パンフレットに適した内容とし、企画提案書には広告掲載者を提示すること。また、観光パンフレットへの広告として適当でないと伊丹市都市活力部長が認める場合、掲載しないこととする。
 - ・事業者は、広告を募るにあたり、広告掲載者に対して十分な説明・調整を行うこと。
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、契約金額の範囲内で独自に推進できる提案があ

れば、積極的に提案すること

5. パンフレットの内容

- (1) 『見たい、食べたい、体験したい』など実際に行きたくなる要素を盛り込み、わかりやすく且つ遊び心をもたせて市内の豊富な観光資源など全体の魅力が伝わるもの
- (2) 伊丹市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待でき、見て楽しく、理解しやすいもの
- (3) 情報発信ツールとして活用できるもので、思わず手に取ってみたいくなり、本市への訪問の動機付けとなるもの
- (4) カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに対応したもの
- (5) インバウンドも意識した紙面構成にすること
- (6) 位置や距離関係が分かりやすい地図を掲載すること
- (7) 伊丹市が認定を受けているひょうごフィールドパビリオンのプログラムである『「清酒発祥の地 伊丹」を五感で体感』に関するモデルコース

6. 仕様等

規格:A5版 16ページ フルカラー印刷 中綴じ

※4. 業務内容等(6)の広告ページは別途設けるものとする。

用紙:マッドコート90kg

7. 予算額(限度額)

1,267,000円(消費税を含む)

8. 留意事項

(1) 特記事項

- ① パンフレットのデザイン及び掲載内容については、委託者と協議により決定するため企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。
- ② 本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む)、所有権等を委託者に譲渡すること
- ③ 成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、委託者に移転するものとする
- ④ 成果品は委託者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページの掲載等)できるものとする。
- ⑤ 見積額は、広告掲載事業者からの広告料の一部若しくは全部を充当した事業費で提案することとし、見積書には、広告料からの充当額(見込み額)を記載すること。

なお、本市は予算額(限度額)以上は負担しないため、広告料(見込み額)を考慮して提案すること。

⑥ この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。

(2) 成果品

① パンフレット(日本語版) 15,000部、(英語版)3,000部

② パンフレットの電子データ 一式

(再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ)

③ 写真テキスト等データ 一式

(3) 納品場所

伊丹市役所 都市活力部 まち資源室 空港・にぎわい課

兵庫県伊丹市千僧1-1

(4) 校正・確認

校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

(5) その他

① 受託者は業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする

② 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。

③ 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議の上決定する。